

令和5年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は架空の事例である。

20XX年、未曾有の感染症ウイルスが発見され、全世界的に広まった。国際的な保健機構は、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言して、ウイルスの属性や感染症対策、ワクチンの開発など、世界は慌ただしい動きに包まれた。そして、そうした動きは、短期的には収まらなかった。感染者数の増減、ウイルスの変異に伴う感染症症状の重さの程度の変化などはあれど、現在も続いている。

この感染症が広まった当時、社会においては、差別的な風潮が見られた。すなわち、感染した者は自らの不注意で感染したのではないか、それにより社会に迷惑をかけているのではないか、という具合である。しかし、それから時が経って、今では、この感染症はありふれた現象となり、各地での体温検査や行政による感染症の把握、マスクによる感染症への予防などは続いているものの、以前と比べて、社会はこの感染症を受け入れている。

さて、この感染症の行政による把握の一環として、A県は、県立大学B大学に、B大学における感染症についての調査を依頼した。それは、大学構内で簡易な検査場を設営して、この感染症に感染しているかどうかの検査を、B大学の学生を対象として行った上で、陽性者と陰性者の割合を報告してほしいというものであった。この報告には、個人情報とは全く求められておらず、ただ感染者数の割合を把握する目的のものであり、陽性者は個人的に医療機関へ連絡すべきことも含めて、学生には事前に周知がなされていた。なお、陰性者には、希望すれば、行政による「陰性証明」が出された。この検査当時、行政による「陰性証明」によって、海外旅行や国内旅行をする上でスムーズに手続きが進んだり、また外食の際にも、レストラン側から許可が得られやすいなどのメリットがあることから、当日は多くの学生が受検をした。

B大学は、受検の際に学生証を確認したうえで、学生の氏名、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレスを検査結果把握表に記入し、その後、結果が明らかになった段階で、当該学生欄に陽性か陰性かを記入した。そうして作成された検査結果把握表であるが、受検した学生が多く、サンプル数は相当なものとなった。

この検査の数日後、この感染症は再び猛威をふるい、A県の感染者数も記録的な数となってしまった。この感染症は人の多い都会における大問題であったが、地方に位置するA県は、今まではこのように苦しめられることは無かったため、県内は深刻な様相であった。

B大学も、学生に安心して安全な学習環境を提供すべく、対面授業からオンラインに切り替えるべきかどうか、頭を悩ませることとなった。そうしたタイミングで調査結果をA県に報告する時がきた。B大学は、例の感染症検査について、陽性者の割合の数字だけを報告すべきところ、A県内にある複数の県立大学、私立大学が、この感染症のピーク時に、全体としてどのように大学運営をすべきか、という話題が出たときに、その参考にしてもらうため、A県に検査結果把握表の原本を渡してしまった。それが何らかの形でマスコミにもれ、B大学が検査結果把握表の原本をA県に渡したことが世間に明らかとなった。検査を受けたB大学生は、B大学を相手方として訴訟を提起することとした。

- (1) 学生は、B大学に対して、どのような憲法上の主張をするか (40点)。
- (2) 大学からの反論を簡単に述べたうえで (10点)、裁判所はどのような判断をするか、述べよ (30点)。

以上

【刑 法】

以下の**【設問1】**および**【設問2】**について答えなさい。なお、両設問は独立した問いである。

【設問1】

甲は、Xへの恨みを晴らすため、Xが大事にしている同人所有のオートバイ（以下、「本件オートバイ」という。）を破壊しようと企て、Xが本件オートバイのキーをつけたまま、コンビニで買い物をしているのを見計らって、勝手に乗り出した。

その後、甲は、上記場所から5キロメートルほど離れた河川敷まで移動して、同所にある石などで本件オートバイに打撃を加え、走行できない程度に破壊した。

甲の罪責について、具体的事実を指摘しつつ論じなさい。なお、自己の見解と異なる立場についても言及すること。

【設問2】

乙は、Yに対して強い恨みをもっており、隙を見て同人を殺害しようと企てた。そこで、乙は、某日、人通りのない深夜の路上を歩いていたYの背後から木刀で襲いかかり、その頭部を多数回殴打する暴行を加え、直ちに適切な治療をしなければ数時間後に死亡する程度の脳出血を伴う傷害を負わせた。その後、その場に倒れていたYの頭部を何者かが殴打した。Yは死亡したが、何者かの殴打行為は、既に形成されていた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。

乙の罪責について、具体的事実を指摘しつつ論じなさい。

以 上